

災害時のコーディネート体制の整備について

県では、大規模災害発生時に、被災地域において保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療に精通した医療従事者をコーディネーターとして委嘱し、災害時に助言及び支援を受ける体制を整備しています。

現在、災害時のコーディネート体制を強化するため、新たに災害時小児周産期リエゾンの委嘱に向けた取組を進めています。

1. 現在のコーディネーターの状況

(1) 災害医療コーディネーター

- ・被災地における医療救護班等の派遣や患者搬送及び収容先医療機関の確保に関する助言等を受けるため、災害医療に精通した医師 46 名を委嘱しています。(本部付き 6 名、各保健所付き 40 名)

(2) 災害薬事コーディネーター

- ・被災地における医薬品等の確保・供給や応援薬剤師の受入・調整に関する助言等を受けるため、災害薬事に精通した薬剤師 52 名を委嘱しています。

2. 災害時小児周産期リエゾンについて

災害時小児周産期リエゾンは、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として都道府県により委嘱された者です。現在、15 府県において委嘱されています。

本県においてもリエゾンの委嘱に向けて検討を進めるため、国の専門的な研修を受けた産科・小児科の医師 8 名により第 1 回災害時小児周産期リエゾン協議会(7月31日)を開催し、意見交換を行いました。

今後、意見交換結果や国が示した「災害時小児周産期リエゾン活動要領」を踏まえて、リエゾンの委嘱、活動体制の整備を進めていきます。

【協議会での主な意見】

- ・リエゾン間の情報共有体制の構築
- ・医師だけでなく、ロジも含めた人材育成
- ・リエゾンの訓練機会の確保

3. その他

透析災害医療コーディネーター等の専門分野のコーディネート体制を整えている都道府県が増加していることから、本県においても検討していく必要があります。